一般社団法人島根県臨床検査技師会

精度管理実務委員会運営細則

平成 25 年 3 月 5 日 制定

（目的）

第 1 条　この細則は､精度管理委員会の要請により設置する実務委員会の構成委員のうち、この法人の役員を除く委員の選出基準、精度管理調査等に係る試料作製に要する費用等の取り扱い基準について定める。

（委員の選出基準）

第 2 条　実務委員は、臨床検査全般、特に精度管理に関しての経験を有する法人の正会員でなければならない。

2 実務委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

（ワーキンググループ（以下「WG」という）の設置）

第 3 条　実務委員会に微生物、免疫血清、血液、臨床化学、病理、細胞、生理、一般、輸血、遺伝子染色体の各 WG を設置することができる。

２　各 WG は実務委員長が指名する実務委員をもって構成する。

（精度管理調査事業に係る参加費）

第 4 条 法人が行う精度管理調査事業に参加する施設から下記に定める参加費を徴収する。

（1）基本項目　4,000 円

（2）オプション項目　1 部門につき 1,000 円

（精度管理調査事業に係る諸費用の支弁基準）

第 5 条 精度管理委員会運営規程第 10 条により支弁することの出来る運用に係わる諸費用は、以下の基準に基づき理事会で決定する。

（1）システム使用に係る費用

（2）試料作製及び購入に係る費用

（3）試料の梱包及び輸送に係る費用

（4）報告書及び参加証作成に係る費用

（5）報告会開催に係る費用

（6）試料準備及び結果解析等の精度管理に関する会議に係る費用

（7）試料作製及び結果解析に要する費用は、委員会等の費用及び委員の報酬に関する規程に従い支払うことができる。

（規程の改廃）

第 6 条　この細則は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

1　この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。